

第 73 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 4 月 18 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 神戸国際会館 701 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、門野隆弘、北川学、柴田眞里、高野一彦、竹内由美、玉置久、千木良悦子、
灘本明代、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
企画調整局情報化推進部担当課長
保健福祉局高齢福祉部担当課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
教育委員会事務局総務部担当課長
教育委員会事務局指導部担当課長
教育委員会事務局指導部首席指導主事
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画
推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ① 返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について
 - ② 介護保険システムへの情報項目の追加について
 - ③ 重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の障害等級確認事務に係る電子計算
機処理について
 - ④ 通学費援助システム（就学援助システムサブシステム）の構築について
 - ⑤ 学校と警察における相互情報連絡制度の実施について
 - ⑥ 資源集団回収活動助成システムについて 他 14 件
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ① 返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について
企画調整局情報化推進部から、返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電
子計算機処理について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、

並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 それではただいまの説明につきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。
- 委員 データベースにはどういうデータを保存されているのですか。あと、業者から納品というのはNASなどにデータを入れてそれを納品ということですか、その辺が理解できなかったのと、再請負についてはどうお考えですか。
- 情報化推進部 保存するデータについては、2ページをご覧ください。そこに書いてあるデータを取り扱います。納品につきましては、NASは神戸市にあるNASにデータを入れますので、業者からはCD-ROMや改ざんのできないUSBメモリなど持ち出しのできる電子媒体で納品させます。3番目の再請負は、これは禁止としたいと考えております。
- 委員 それは書いておかなくてよいのですか。
- 情報化推進部 再請負につきましては、契約の約款の中で再請負禁止の条項を入れることで明確にします。
- 委員 入力された情報が正確かどうかのチェックは、どうするのですか。
- 情報化推進部 一つは返戻された情報の管理簿、これは紙データですが、請負に出す前に、職員でこの管理簿と封筒をすべて突合チェック行います。業者からは検品が終わった後、納入させます。3つ目としましては、一つ一つ最終的には目でチェックせざるを得ないと思っております。
- 委員 通知カードが転送禁止になっているということで、返戻が多くなっているということで、一定期間保管した後、廃棄処分をおこなうということですが、要領に決まりがあるのでしょうか。
- 情報化推進部 総務省の事務処理要領で決まっております。通知を発送して、帰ってきてからおおむね3ヶ月保管をした後、廃棄をすることと決まっております。この大原則で考えますと、返ってきてから遅いものでも3ヶ月を経過しておりますので、もう廃棄する時期になっております。ただ、総務省から別

途通知がありまして、今回の東日本大震災の被災者で避難されている方がおられますので、なるべく自治体のほうで受け取られていない方に受け取ってもらえるよう努力しなさい、ということで3月31日まで保管をしなさいというものでした。最近また通知がありまして、4月以降も極力努力しなさいということで、今回は終期が決まっておりません。ただ、本則として事務処理要領に3ヶ月という決まりがありますので、恐らく廃棄しなさい、もしくは廃棄してもいいですよ、本則に戻ってもいいですよという通知が来るのではないかと予想しております。その通知が来ることを念頭において用意しておきたいと考えております。

○委員 スケジュールのところで、1月から廃棄処分と書いてありますが、見通しということですか。

○情報化推進部 あくまで私どもの見通しです。

○委員 税や社会福祉を受ける関係で、マイナンバーが必要になりますよね。受け取ってない方もやはり受け取りたいという方が多いのではないかと思います。

○情報化推進部 当初、10万8千通返戻されてきたものを、1件1件問い合わせに応じてお送りをした結果、残り4万2千通ということになっております。住民の方への周知につきましては、広報、そして個別に郵便でお知らせをする、そういう手立てをとって極力お渡しをする努力をしたいと思っております。

○委員 それでは、審議会としての意見をまとめていきたいと思いますが、「返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理」については、返戻された多数のマイナンバー通知カードの送付先情報を検索可能なデータベースで管理することは、対象者からの問い合わせ等に対して迅速かつ正確に対応が行えること、返戻されたマイナンバー通知カードの保管から廃棄に至るまで適正に管理するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思えます。

②介護保険システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、介護保険システムへの情報項目の追加について、

第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 マイナンバーが100%行き渡っていないということは先ほど説明があったのですが、その場合、この介護保険システムにはマイナンバーが必ず必要なのですか。なくても大丈夫なのですか。
- 介護保険課 今回の諮問がお認めいただければ、神戸市民については住民記録システムから住民基本台帳情報と共にマイナンバーも連携していただくということで、特段、番号を書いていたかなくてもこちらで確認できます。そういう意味では、お手元がない方でも対応できます。それ以外の方についても確認する方法というのはありますので、極力、実際の被保険者の方に寄り添った対応をしていきたいと考えております。
- 委員 先ほどの話では、転送禁止ということで転居届を出していてもダメなのですね。
- 事務局 先ほどの情報化推進部のはがきで案内するという点ですが、もともとの通知カードであれば転送不可ということでしたが、はがきであれば転送で伝わるであろうという話は聞いております。廃棄の点ですが、廃棄された後でも再交付はされますので、必要となられた方は再交付の手続きをとっていただくことになろうかと思われま。
- 委員 他にございませんでしょうか。それでは本件につきましては、番号法に定められた事務を実施するにあたり、「制度個人番号」及び「統合宛名番号」を介護保険システムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うということですが、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思えます。

③重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の障害等級確認事務に係る電子計算機処理について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の障害等級確認事務に係る電子計算機処理について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 それでは、ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。
- 委員 更生相談所が保管する障害者手帳の情報は、定期的に面談する等して最新の状況に更新されているのですか。
- 国保年金医療課 障害者手帳の情報につきましては、身体障害者と知的障害者で若干異なるのですが、再認定という制度が定期又は不定期に行われます。認定は更生相談所で行っておりますので、そういった再認定の際に改められた最新の情報については、更生相談所で保持されております。
- 委員 障害の程度の情報というのは、更生相談所がもっとも最新の情報を持っているということでしょうか。
- 国保年金医療課 更生相談所で判定を行っておりますので、最新の情報はこちらで保持されております。
- 委員 最新の情報がアップデートされた時にフィードバックされる仕組みというのは、特に書かれていないですよね。更生相談所の福祉情報システムに最新の情報を持っていて、最初のデータをつくる仕組みというのが、USBでデータを持ってきてつくるといえるのは理解できるのですが、随時アップデートされるわけですよね。
- 国保年金医療課 前提としまして、手帳情報につきましては、最初の収集時には本人からの届出に基づいて、まず把握をします。助成制度は自動的に適用されるものではなく、障害の程度によって適用する部分がありますが、もう一つ、所得制限がありまして、この二つで適用する制度ですので、まず、本人の申請に基づいて適用する。その際の情報はご本人からいただくということ、手帳を所持しているほうでは、福祉医療を適用しているかどうかということ、今現在、把握をしておりませんので、自動的に情報が流れてくるこ

とはないのですが、今後、私どもが必要に応じて更生相談所に照会をかけるということになりますので、照会の後に必要な変更情報が届くという仕組みが、今回でようやく実現することになります。

- 委員 照会というのは定期的なのですか、それとも不定期ですか。
- 国保年金医療課 基本的には定期的に、年に1回以上の形になろうかと思います。
- 委員 その流れとして、毎回USBを使ってデータを定期的にやり取りすると。
- 委員 障害者手帳データとか障害者手帳情報といった書き方があるのですが、これは一般的に定義されている言葉なのですか。障害者手帳に書かれているデータとか記載されている情報というと、なにも本質を表していないですね。ここで使われているだけであれば問題ないのですが、何が提供されるのか、本質を全く言っていないと思うので、ものすごく危険のように思います。障害者の方の、現時点での真の障害程度に関する情報が記載されているのかどうなのか、この辺のことが、分からないのではないのかなど。説明を聞いていると結局何をもらうのか、よく分からなかったのですが、これが、現時点での最も正確な情報ということなのですね。それによって更新をするということですね。
- 国保年金医療課 簡単に申し上げますと、障害種別と障害等級、この2つでございます。データがシステムに入っていますから、手帳データと言葉を使いましたが、基本は手帳そのものをご本人が保持していて、手帳そのものがご本人の障害を表していて、それを発行するにあたってのデータを保有しているということです。
- 委員 手帳に記載されているデータで、そのデータがどういう情報を持っているかということと障害の程度であるということですね。
- 委員 他に何かございませんでしょうか。それでは審議会として結論をまとめたいと思いますが、本件の医療費助成制度の資格要件である障害者手帳の等級を確認するにあたり、更生相談所の障害者手帳情報を利用して、最新の障害等級を把握するということです。そのことにより、正確な資格認定及び医療費助成を行うことができることから、市民サービスの向上に資することになります。また、助成の受給者情報と障害者手帳情報を突合点検して、正確に不一致情報を抽出するためには、電子計算機処理が不可欠であ

ると認められます。さらには、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④通学費援助システム（就学援助システムサブシステム）の構築について

教育委員会事務局総務部総務課から、通学費援助システム（就学援助システムサブシステム）の構築について、第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それではただいまの説明につきまして、質問等よろしくお願いたします。

○委員 このシステムは、今年からですか。今回初めてですか。

○教育委員会 制度は平成27年度からです。

○委員 昨年度ですか。この制度に該当する人は、小学校で片道3kmあるのですね。結構な人数が書いてありますが、大体これくらいおられるのですね。

○教育委員会 そうです。

○委員 認定基準ですが、①住所地により定められた市立小中学校に在籍とあるのですが、越境とか、かなりゆるくなっていたり、小学校では他の校区から来られていたり、そういう方は対象外ですか。

○教育委員会 対象外です。

○委員 集めてきて、システムの中に入れる情報に、DVの情報が含まれていますが、これは通学費援助システム、認定基準を確認する上で必要な情報なのでしょうか。

○教育委員会 DVの情報に関しては、保護者等から問い合わせを受ける際に、その家庭がDV措置の対象かどうかを確認しておりまして、そういう対象の世帯であれば、その場ではお答えせずに学校を通してお答えをする等、配慮しております。

○委員 この補助は、保護者が学校に申請することによって対象になるのですね。申請者数と認定者数の間に約200人の差がありますが、これは先ほどの条

件に照らして当てはまらないという判断をされて、この人数ということでしょうか。

○教育委員会 そうです。

○委 員 二重で受給しているかどうかということが、これまで把握できなかったので、このシステムでそれをはっきり把握しようということですね。

○教育委員会 あと、もともと距離の要件を満たしていない方というのもありますし、就学援助や生活保護を受給されている方は対象外になりますので、そういった方が外れていくことになります。

○委 員 この神戸市独自のシステムについては、所得制限はないのですか。

○教育委員会 ありません。

○委 員 保護者負担の軽減という説明がありますが、申請した際に、学校若しくは保護者から教育扶助を受けているかどうか、そういう確認作業が不要になるということが軽減につながる、そういうことでしょうか。

○教育委員会 そうです。加えて申し上げますと、生活保護と二重に受給がなされますと、後から保護者に対して援助費を返還するよう求める必要がありまして、昨年度に関しては、学校において生活保護を受けているかどうか、ということが確認できますので、学校に確認させた上で二重に支給が起らないようにということをしていたのですが、どうしても手作業での確認になりますので、もし、誤認定の場合には返還が生じたりということがありましたので、それを防ぐということを目的としております。

○委 員 住民記録システムより取得とか就学システムより取得とかありますが、取得してサーバに保存する、端末には置かない。これは中央で一括管理をするのではなくて、各部署にそれぞれコピーをおいておくということですか。取得というのはどういう意味かなど。取ってきてサーバなりに置いておいて、以後はそこを見るということですか。

○教育委員会 他システムから記録媒体で情報を取得して、データそのものはサーバに保存しまして、バッジ処理でシステムに取り込むようにしております。システムはWebシステムなのでサーバと端末とをつなぐと。

- 委員 員 システムとサーバの意味がよく分からなかったのですが、中央のデータを取ってきてサーバにおいて、システムに取り込むということは、このコピーがデータも含めてこのシステムの中に置かれるということですか。
- 教育委員会 システム上にはデータはおきません。
- 委員 員 システムにはおかない。処理するときだけ使うということですか。
- 区政振興課 副本として取り込みをして、その時点での情報を別個のシステムが保持するということになります。あくまでも住民記録システムが原本で、そのコピーをお渡しして、コピーを取り込んだ後、次のデータ連携が行なわれるまでは、それを参照して事務処理をすることになります。
- 委員 員 データは1日なのか1月なのか1年なのか分かりませんが、その間はずっとそのデータを使うという、そういう設計になっているのですか。
- 区政振興課 副本が存在するという事です。デザインとして原本をリアルタイムに直接参照するつくりではありません。
- 委員 員 別図では、就学援助システムの中に右側の黄色い部分が今回の諮問の部分で、左側は今回は関係ないということでしょうか。
- 教育委員会 はい。以前に既に諮問はしておりまして、既に構築されたシステムにサブシステムとして右の機能を追加します。
- 委員 員 両方とも申請書が別になっているということですか。複製のデータをどこか就学援助システムのところに付いているデータベースかなにかに置くということですか。住民記録システムとかいろいろなところからデータを持ってきますが、それが電子記録媒体になっていて、電子記録媒体で持ってきて就学援助システムに付いているデータベースか何かにコピーして置くのですよね。複製を、データを持っているということは、そこのデータベースがあるということですか。違うのですか。
- 区政振興課 申請情報と突合して正当性の担保を図っているとのことですので、連携したコピーと申請書から入ってきたデータというのが並存していて、突合処理を流す、その結果、認定結果が出されてくる。そういう流れです。

- 委員 就学援助システムである時期のコピーを持っていて、そこを参照しに行く、直接原本には見に行かないのですよね。そうすると、データはそんなに頻繁には変わらないかもしれないのですが、コピーを持つということは、新しいデータをコピー側でも持っているのですか。セキュリティの問題もあるのかもしれませんが、原本を見に行っただけではいけないのですか。これは神戸市内部のネットワークですよね。神戸市内部のネットワークなのに住民記録システムと福祉情報システムをつなげてはダメなのですか。
- 区政振興課 住民記録の面でいきますと、媒体で提供しております。もともとそういうつくりにすることにしましたのは、住民記録システム自体が非常に多くの業務に対して情報を提供しておりまして、各業務から逐次参照を受けるとそれに耐え切れないということがあります。大きく分けまして、基幹業務システムの中で随時、少なくとも日次以上の連携が必要なものについては、共通基盤システムを経由して、データの提供を行うということを行っております。それ以外の頻度で済むものについては、媒体で副本を各システムで持ってくださいということで、処理をお願いしております。
- 委員 全体のセキュリティとして、複製をいろいろなところで持つということは。
- 区政振興課 効率性の面もあるかと思いますが、今の処理能力では足りないということになっておりまして、役割を分けた次第です。
- 委員 それはそういう状態でありきということで。
- 区政振興課 渡した先では、セキュリティ区画に住民記録のデータは、必ず置いてくださいということで、そういう内容を認識した上で提供しております。
- 委員 そこは追及しても仕方がないところということで、申請があったときには最新の情報を入手するのですか。
- 教育委員会 月次でデータ連携はしておりまして、その時分に持っている最新の情報に基づいて、また、情報が更新されましたら、遡って状況を確認したうえで払い戻し等の処理がされます。
- 委員 他に何かございませんか。いろいろご意見ございましたが、特に問題ない

ということでもよろしいでしょうか。それでは、審議会としての意見をまとめたいと思います。市立小中学校に公共交通機関を利用して通学している生徒に対して、通学費の2分の1相当を助成するということなのですが、生活保護等他制度による通学費の支給を受けている生徒は除かれるということです。援助対象となる児童生徒を正確に把握するために、市民参画推進局から住民基本台帳情報を取得する、また、保健福祉局から生活保護に関する情報の提供を受けることで、市民サービスの向上に資するということです。対象となる児童生徒を正確かつ効率的に抽出するためには、電子計算機処理は不可欠であると認められます。さらには、個人情報のシステム上の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑤学校と警察における相互情報連絡制度の実施について

教育委員会事務局指導部指導課から、学校と警察における相互情報連絡制度の実施について、第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それでは、ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。

○委員 この制度を利用するに当たり、その判断基準がどのようなものであるかということがしっかり示されているということ、それに基づいて誰が判断するのか、どこが判断するかということがはっきりしていることが大事だと思います。実際に情報提供を行う事案を見ましたら、例えば13ページ「ウ」の「生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案」がありますが、あいまいなもので、誰かが判断する必要性が生じてくると思われるのですが、そのような判断をどうされるのかご説明いただきたいと思います。

○教育委員会 ガイドラインの13ページ以降、学校から警察へ提供する場合の例示として挙げておりますが、それらに基づいて警察の側は警察署長、学校の側は学校長を責任者と定めております。その責任者の判断でもって、相手側に情報提供を行うという中で、この判断というものを確かなものにしていくと考えております。

- 委員 員 そういう判断に移るにあたりまして、当然犯罪が起こらないと、そういうことを一方で必要としてまして、もう一方でそういう恐れがあるという、子どもの将来とか影響とかも判断の対象になると思うのですけれど、そういう配慮については、どういう対応をされようとしているのでしょうか。
- 教育委員会 子どもの将来ということで、子どもが学校において不利益な処分とかが行われなどうかというのが気になるころだと思いますが、ガイドラインの11ページにおいて不利益となる処分の禁止ということで、通報を受けたからといって不利益な処分に繋げてはいけないという規程を設けております。あくまで子どもの立ち直りだとか、未然に、犯罪に巻き込まれないというような目的に鑑みまして、この判断を行うということです。
- 委員 員 その判断が適正かどうかということをチェックするようなシステム、あるいは第三者的な立場の人というのが、どこかに入ってくれるということはないのでしょうか。
- 教育委員会 何かある時には、教育委員会事務局のほうに相談すること、という指導を行っております。
- 委員 員 ガイドライン13ページの「Ⅲ 学校から警察への情報連絡について」のところで、どういう場合に情報提供するのかという説明がありましたが、「1 基本的な考え方」の(2)の「または」の後の「児童生徒」というのは、「対象となる児童生徒」ですか、それ以外の児童生徒は含まれないのでしょうか。
- 教育委員会 ここに挙げている「児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす」という判断ですが、14ページ中ほど、「ウ」に挙げているものが主な内容として考えております。
- 委員 員 そうすると対象となる児童生徒の心身、その状況が重大な影響を及ぼすと判断された場合ということですね。ア～カのどんな場合の事案なのかというところに、対象となる生徒の影響が周辺生徒に及ぶ恐れのある事案というものもあって、このままだと、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす、の児童生徒が対象児童生徒だけかどうか、つまり、周りの児童生徒に重大な影響を及ぼす場合も、対象となっているように見えなくはないです。よく分からないので、今の説明の趣旨であれば、もう少し表現を、対象となる児童生徒の生命または身体に被害が生ずる恐れがあると認められる場合

なら、そのようにされた方が良いのかなと思うことが一つと、13 ページの 1 (2)、「または」でつないであるのですが、「支援や指導に効果がある」の先は「場合」につながるのですか、それとも「校長が判断した場合」につながるのですか。効果があると判断するのも、「校長が判断した場合」につながっているということですかね。客観的に効果があると判断される場合、校長が判断するのだから一緒なのでしょうが、限定をする場合なので、できるだけ表現は正確な方が望ましいので、もし校長が両方判断するのであれば、表現をちょっと変えていただきたいのですが、判断した場合としていただかないと、ちょっと曖昧かなと。あと、さらにいうと、「合理的に判断した場合」とか付けていただく方が、一般的には、主観的に危ないと思っていただけない、ということが伝わりやすいかなという気がするのですが。その辺を検討いただきたいなということが一つ、これは意見でございます。それと、この種の事業で、保護者にも、学校の先生方にも混乱してほしくないこと、これは具体的な事件、犯罪にかかわる問題ですけど、生徒児童が暴力を振るったことの被害届とはまた別の制度ということですよ。被害届は違うとか、事件の相談ではないということが四角の中に書いてあって、そういう話ではないということは、もう少し分かりやすくしてもらったほうが良いのではないかと。つまり、四角の中を見ると、学校で起こった粗暴な事案とか問題行為を通報する制度ではないのですね、きっと。児童生徒の健全育成のため、児童生徒を守る制度だと思いますので、そこが混乱を現場で生じないような表現にしていただけないかなと思います。この文書の流れを見ておまして、13 ページ1で「～解決することが基本である。」とある中で、「要件は」となっておりますが、つながりから言いますと、「学校内における児童生徒の問題は、必要に応じて保護者との連携を図りながら、学校内で解決することが基本である。」の次に「また、学校から警察へ情報提供するにあたっては、事前に学校での指導や、保護者との連携に向けた取組みを行った上で、本制度に基づく情報提供を検討する。」とつながった方が流れが良く、そして具体的にはこういう要件で、その要件については、教育委員会事務局とよく相談してください、という方が分かりやすいのかなと。そして四角の内容をどこかに入れ込んでいただいて、これは被害通報とは別の制度です、ということをもう少し分かりやすくした方が。保護者にも連絡してお話しするわけですから、理解をいただくためにも、悪いことをした生徒を通報する制度に見えなくもないので、そうではないのですよというところを分かりやすくしたほうが、結果的にも良いのかなと、そして明確になるのかなという気がいたします。

13 ページのところの表現と順番を変えたほうが良いのではないかとい

うことが一点と、四角の中の（参考）と書いてあるところが本質的な部分という気がして、悪いことをした人を言いつける制度、情報提供といっても、そういう趣旨ではない制度のはずなので、そこをはっきりさせる方が望ましいのではないかなということ。あと、こういう場合、校長が判断した場合というところの言葉の使い方を少し正確にしていた方がいい方が、先ほど委員も言われたように非常に要件が重要だと思いますので、気を使っていたら良いのかなと思います。

- 教育委員会 ご指摘のとおり修正させていただきます。
- 委員 形式面だけですが、11 ページに第5条（2）があって、13 ページは第5条（1）になっていますけれど。それから条文も第1条、次に第3条となっていますが、これは今日ここで説明していただくために順番を入れ替えていらっしゃるのですか。
- 委員 協定書の順番に合わせてもらった方が。
- 教育委員会 現場の方で、警察から学校への情報連絡ということはこれまでも行ってきた中で、言い方がおかしいですけど、なじみがあるということで、最初にこちらをガイドラインで始めたのですが、協定書の順番と不整合となり、かえって分かりにくいので協定書の順番に合わせてたいと思います。
- 委員 他にありませんか。ちょっと本質的な部分のご指摘がありまして、やはり学校側から警察への個人情報の提供となりますので、慎重にする必要があるということで、冒頭で判断基準をもっと明確にすべきではないかとか、誰が判断するのかとか、ご指摘がありました。また、それを受けて、具体的なガイドラインの内容について、校長が判断するみたいだが、判断基準があいまいで、この書き方では明確でないというご指摘ですね。あるいは、制度の趣旨の部分でも問題のある生徒を告発するか、被害届を出すとか、そういうことではなく、問題のある生徒を保護するための制度なのだということをもう少し明確にすべきではないか、というご指摘もあったと思います。
- 委員 もう一つだけ。相当指導も行われたうえでの通報になるでしょうから、大丈夫かとは思いますが、他に、学校から提供する情報の正確性、気をつけていただくようなことを盛り込めないかなという意見を持っています。局面は違いますが、生徒指導上、違った情報によって推薦を受けられなかつ

た生徒が、ということがありました。これは、しかも犯罪または触法事案で、またはその恐れがある事案という非常にあいまいなところを含みますので、間違った情報によって違った児童生徒が警察に情報操作される、これはあってはならないと思いますので、どこかに正確な情報を渡すのだということ、努力義務でもいいので記載していただけないでしょうか。そうでないと学校から警察への局面なので、積極的に守るためにも、むしろそうであった方が望ましいと思います。

- 委員 かなりご指摘の点が内容の本質的な部分に関わりますので、一度再検討していただけないでしょうか。ちょっとこのままでは「妥当である」とは言えないですね。
- 委員 もちろん大事な問題なのですが、いろいろ難しい問題を含みますので、今申し上げたような趣旨を一度検討いただけたらありがたいですが。
- 委員 審議会の結論としましては、いろいろ本質的な点をご指摘いただきましたので、もう一度、実施機関の方で、今出た意見をしっかりふまえて十分に反映した形で修正していただいて、もう一度諮問していただけないかと思えます。そういう方向で委員の皆様よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 西村会長 一度差し戻しのような形になりますが、もう一度今の意見をしっかりふまえて再度諮問していただきたいと思えます。

⑤資源集団回収活動助成システム他について

事務局から、資源集団回収活動助成システム他 14 件について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

なお、今回の諮問対象の情報項目については、既に利用されているにもかかわらず、諮問がなされていないことについて、経緯の説明と謝罪があった。

- 委員 それでは 15 件について一括で説明していただきましたが、個別に案件あるいは全体を通してご意見等ありましたらお願いいたします。
- 委員 今回、諮問されていないという経緯が分かったのは、ばらばらなのですか。それともそういう案件を積極的に調査した結果、たまたま見つかったのが

15件あったのですか。

○事務局 今回、27年度の情報セキュリティといった視点で、内部的に監査を行なう中で、実施機関が一つ一つのシステムの内容を確認する中で気づいたということでございます。

○委員 内部監査をされたのですね。その結果出てきたということですね。

○事務局 監査を行なった上でということで、その上でこういった結果になったということなんです。

○委員 先ほど事務局からの説明でもありましたが、かなり古いものも含まれていて平成10年代が9件、ですから3分の2が古い時期のものということで、条例が制定されてまだ個人情報保護に関する職員の意識も薄い時期のものが多いということはあるかと思いますが、平成20年代に入ってから6件あるということで、事務局が最後の方に言うておりましたが、研修等を通じて職員の個人情報保護に対する理解を深めていただいて、意識の向上を図っていただきたいと思います。近年でも堺市の事件がありましたが、手続きとかシステムの面で個人情報の保護の徹底を図るということは十分やっているわけですが、最後のところ、職員の意識が個人情報保護ということについて、しっかりとした意識を持っていないと、どうしても個人情報の漏洩といったようなことが起こってしまいます。特に、神戸市の場合は第11条で新たな電子計算機処理を行う場合は、当審議会の諮問・答申を受けないといけないという手続きになっておりますので、他市に比べて非常に個人情報保護については厳格な運用をしているということで、それは他市に誇るべきことですので、ぜひ職員の皆様の意識においても、しっかりと個人情報保護の周知徹底を図っていただきたいと思います。

○委員 内部監査は毎年されるわけではないのですか。

○事務局 今回、27年度に行なわれました情報システム関係の監査といいますのは、昨年の年金機構の問題がございましたので、そういうことを踏まえまして全庁的にシステム関係の監査を行ったということなんです。

○委員 初めてですか。

○事務局 自主点検とか自主監査という項目の中で個人情報についてチェック項目と

いうのはございますが、今回こういった形での監査ということは定例的に行われているわけではございません。

- 委員 自主監査の結果はそちらのほうに行くわけですか。
- 事務局 結果報告につきましては全庁的でございますが、今回のような特化した監査は自主監査とは別の内容です。
- 委員 自主監査が機能していなかったということですね。
- 事務局 そのあたりは私どもも反省しながら、また今後こういったことのないようにしていきたいと考えております。
- 委員 毎年されたほうがいいのではないかなと思います。皆さんの意識にも、それだけ重要なことで、毎年監査も入る内容ですよということではないと。条例の11条でありますから。これはルール違反ですから。そこをきっちりやられないと。
- 事務局 今回につきましては、非常に古いものからずっとあったということで、周知が十分ではなかったといった反省にたちまして、今後きっちりと重要性につきまして周知徹底してまいりたいと思います。
- 委員 何か決めておられないと同じことになりますよ。
- 事務局 できる限り私たちのほうで周知徹底を図りたいと思います。
- 委員 他にご意見いかがでしょうか。ただいまの委員の意見がございましたが、今後、監査もしっかり徹底してやっていただきたいと思います。そしてこれが今回改めて11条との関連で諮問されておりますので、審議会としては答申をまとめないといけないのですが、今、システムの中身について説明を受けたわけですが、いずれも公益性の観点からシステム化が必要であると認められるように思います。そして今後は職員の意識をはじめ、個人情報保護の措置を徹底するというを条件に、このシステム化については妥当であるという結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご承認いただけますか。
- 委員 異議なし。

○西村会長　それでは、一括して妥当であるところのシステム化について認めたいと思います。それでは本日の審議は以上とさせていただきますが、本日の諮問案件、23件の市長等への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。それでは、これをもちまして、第73回 神戸市個人情報保護審議会を終わります。